

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書の変更協定書

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成30年4月1日付けで締結した「生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書」（以下「原年度協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

原年度協定第3条第1項を次のように改める。

基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、265,140,415円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月30日

甲： 生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙： 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成25年6月4日付けで締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成30年度における取扱いについて、次のとおり協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、基本協定に規定する指定管理者負担金及び基本協定に特別の定めのない事項について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 本年度協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（指定管理者負担金）

第3条 基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、265,115,073円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 前項に規定する指定管理者負担金の本年度支払については、基本協定第30条第3項ただし書又は同条第4項ただし書の規定に基づき猶予するものとする。

（金額の変更）

第4条 本年度協定の締結後に生じた理由により、指定管理者負担金の金額を変更すべき事情が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（院内保育所の運営経費にかかる交付金）

第5条 甲は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に基づき甲に交付される生駒市立病院の院内保育所の運営に要する経費に係る特別交付税相当額について、別に定める「生駒市立病院運営交付金交付要綱」に基づき乙に交付するものとする。

（協議事項）

第6条 本年度協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫

指定管理者負担金明細(案)

諮問案件資料-2

(単位 円)

①計算式:(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷建物本体の耐用年数

建物(29年)	154,180,563
附属設備(17年) エレベーター	4,275,514
附属設備(15年) 電気設備	37,302,350
附属設備(15年) 給排水等設備	28,801,070
附属設備(15年) 冷暖房等設備	31,888,866
附属設備(8年) 消火・排煙等設備	8,103,814
附属設備(6年) 蓄電池設備	399,546
合計	264,951,723

※1 264,951,723円×10/12ヶ月

※2 4事業年度の猶予

H27→H56、H28→H57、H29→H58、H30→H59

H29年度に非常用電気設備増設工事を実施(10月完成のためH29年度は5ヶ月の償却期間)

(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷(建物本体の耐用年数-2年)

(4,950,000-495,000)×0.066×15÷(29-2)=163,350円

163,350×5/12=68,063円

H29 68,063円+264,951,723円=265,019,786円

H30～ 163,350円+264,951,723円=265,115,073円

※3 7,652,489,461円-7,643,756,509円(H27～H55負担額)

※4 8,732,952円+H27猶予分220,793,102円

②追加分計算式:(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷(建物本体の耐用年数-3年)

非常用電気設備増設工事

(工事費 1,850,000円 設計委託費 690,000円 計 2,540,000円)

・追加分を加えたとしても、償却計算の上では、耐用年数が延長されないことから、建物本体の耐用年数経過年である3年を差し引いた年数(26年)で除しています。

ただし平成30年度については

(2,540,000-254,000)×0.066×15÷(29-3)=87,044×1/12ヶ月=7,254円

※5 平成31年2月に工事が完了したため、H30年度については、償却期間を1ヶ月としています。

※6 年度協定締結時点(H30.4.1)計7,652,489,461+追加工事分(2,540,000-254,000)

-7,654,759,859(H27～H56負担額)=15,602円

年数	年度	指定管理者負担金額			支払計画		
		年度協定締結時点 (H30.4.1):(a)	変更年度協定額 (b)	差額 (b)-(a)	年度協定締結時点 (H30.4.1):(a)	変更年度協定予定額 (b)	差額 (b)-(a)
1	H27	220,793,102 ※1	220,793,102 ※1	0	0 ※2	0 ※2	0
2	H28	264,951,723	264,951,723	0	0 ※2	0 ※2	0
3	H29	265,019,786	265,019,786	0	0 ※2	0 ※2	0
4	H30	265,115,073	265,122,327 ※5	7,254	0 ※2	0 ※2	0
5	H31	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
6	H32	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
7	H33	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
8	H34	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
9	H35	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
10	H36	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
11	H37	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
12	H38	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
13	H39	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
14	H40	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
15	H41	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
16	H42	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
17	H43	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
18	H44	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
19	H45	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
20	H46	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
21	H47	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
22	H48	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
23	H49	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
24	H50	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
25	H51	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
26	H52	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
27	H53	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
28	H54	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
29	H55	265,115,073	265,202,117	87,044	265,115,073	265,202,117	87,044
30	H56	8,732,952 ※3	8,819,996	87,044	229,526,054 ※4	229,613,098	87,044
31	H57		15,602 ※6	15,602	264,951,723	264,967,325	15,602
32	H58				265,019,786	265,019,786	0
33	H59				265,115,073	265,122,327	7,254
計		7,652,489,461	7,654,775,461	2,286,000	7,652,489,461	7,654,775,461	2,286,000